平成十年運輸省令第三十五号

鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の三の項のイからヘまでのいずれかの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種鉄道建設等事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種鉄道建設等事業が実施されるべき区域の位置及び第一種鉄道建設等事業の規模（第一種鉄道建設等事業に係る線路の延長をいう。以下同じ。）とする。

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条　第一種鉄道建設等事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（位置等に関する複数案の設定）

第三条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種鉄道建設等事業が実施されるべき区域の位置又は第一種鉄道建設等事業の規模に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種鉄道建設等事業に代わる事業の実施により同等の運送サービスの提供が行われる場合その他第一種鉄道建設等事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第四条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種鉄道建設等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種鉄道建設等事業の実施が想定される区域（以下「第一種鉄道建設等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一　事業特性に関する情報

イ　第一種鉄道建設等事業の種類（第一種鉄道建設等事業に係る新幹線鉄道に係る事業、新幹線鉄道規格新線に係る事業又は普通鉄道に係る事業の別及び建設の事業又は鉄道施設の改良の事業の別をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）

ロ　第一種鉄道建設等事業実施想定区域の位置

ハ　第一種鉄道建設等事業の規模

ニ　第一種鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

ホ　その他の第一種鉄道建設等事業に関する事項

二　地域特性に関する情報

イ　自然的状況

(1)　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ（1）において同じ。）

(2)　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ（2）において同じ。）

(3)　土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ（3）において同じ。）

(4)　地形及び地質の状況

(5)　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6)　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ　社会的状況

(1)　人口及び産業の状況

(2)　土地利用の状況

(3)　地下水の利用の状況

(4)　交通の状況

(5)　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(7)　その他の事項

2　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。

二　当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

（計画段階配慮事項の選定）

第五条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第一種鉄道建設等事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。

2　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、第一種鉄道建設等事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種鉄道建設等事業の目的に含まれるものに関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

3　前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第二十一条第四項第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ　大気環境

(1)　大気質

(2)　騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。第二十一条第四項第一号イ（2）において同じ。）

(3)　振動

(4)　悪臭

(5)　ほか、大気環境に係る環境要素

ロ　水環境

(1)　水質（地下水の水質を除く。第二十一条第四項第一号ロ（1）において同じ。）

(2)　水底の底質

(3)　地下水の水質及び水位

(4)　ほか、水環境に係る環境要素

ハ　土壌に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）

(1)　地形及び地質

(2)　地盤

(3)　土壌

(4)　その他の環境要素

二　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべ

き環境要素（第四号及び第二十一条第四項第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）
イ　動物
ロ　植物
ハ　生態系
三　人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第二十一条第四項第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）
イ　景観
ロ　人と自然との触れ合いの活動の場
四　環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（第二十一条第四項第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）
イ　温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。

5　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

6　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第六条　第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一　前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。第二十二条第一項第一号において同じ。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二　前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三　前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。
イ　自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
ロ　里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
ハ　水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
ニ　都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴付ける重要な自然環境

四　前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五　前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六　前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項については、温室効果ガス等の発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第七条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一　調査すべき情報　選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、土壌その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用その他の社会的状況に関する情報

二　調査の基本的な手法　国又は第一種鉄道建設等事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第十四条までにおいて「関係する地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三　調査の対象とする地域　第一種鉄道建設等事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2　前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

4　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

第八条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

一　予測の基本的な手法　環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法

二　予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。）調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

2　前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性

に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

4　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種鉄道建設等事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第九条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　第三条第一項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。

二　位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種鉄道建設等事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。

三　国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

四　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項）

第十条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第四条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

3　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行うものとする。

4　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

第十一条　第一種鉄道建設等事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

第十二条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

2　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る配慮書の案について法第三条の七第一項に規定する意見を求めるように努めるものとし、この場合においては、まず一般の環境の保全の見地からの意見（以下「一般の意見」という。）を求め、次に関係する地方公共団体の長の環境の保全の見地からの意見（以下「関係する地方公共団体の長の意見」という。）を求めるように努めるものとする。

3　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、当該事業に係る配慮書について法第三条の七第一項に規定する意見を求めるに当たっては、法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係する地方公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるように努めるものとする。

第十三条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　第一種鉄道建設等事業の名称、種類及び規模

三　第一種鉄道建設等事業実施想定区域の位置

四　配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

五　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六　前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　官報への掲載

二　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載

三　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3　第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者の事務所

二　関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該地方公共団体の庁舎その他の当該地方公共団体の施設

三　前二号に掲げるもののほか、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4　第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

5　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三　配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

第十四条　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について前条の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見に対する第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係する地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日以上の期間を定めて行うものとする。

2　第一種鉄道建設等事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する都道府県知事は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

3　前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について第一種鉄道建設等事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町

村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

4　第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び見解に配意するよう努めるものとする。

5　第二項に規定する地域の全部が一の法第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、第一項の書類の送付を受けたときは、同項の第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

6　配慮書について第二項又は前項の書面の提出があったときは、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

（第二種事業の届出）

第十五条　令別表第一の三の項のホ又はへの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業（次条において「第二種鉄道建設等事業」という。）に係る法第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

（第二種事業の判定の基準）

第十六条　第二種鉄道建設等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種鉄道建設等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一　環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。

二　地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種鉄道建設等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種鉄道建設等事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ　学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ロ　人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

三　当該第二種鉄道建設等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種鉄道建設等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

ロ　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

ハ　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

ニ　世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

ホ　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ヘ　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ト　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

チ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

リ　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

ヌ　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域

ル　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁（りょう）及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）

ヲ　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

ワ　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域

四　地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種鉄道建設等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種鉄道建設等事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ　騒音に係る環境基準が確保されていない地域

ロ　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項に規定する限度を超えている地域

ハ　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十六条第一項に規定する限度を超えている地域

ニ　相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2　第二種鉄道建設等事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二種鉄道建設等事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第二種鉄道建設等事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一　当該第二種鉄道建設等事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が、令別表第一の三の項のホ又はへの第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

二　当該第二種鉄道建設等事業及び当該同種の事業が総体として前項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

（方法書の作成）

第十七条　令別表第一の三の項のイからへまでのいずれかの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象鉄道建設等事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　対象鉄道建設等事業の種類（対象鉄道建設等事業に係る新幹線鉄道に係る事業、新幹線鉄道規格新線に係る事業又は普通鉄道に係る事業の別及び建設の事業又は鉄道施設の改良の事業の別をいう。以下同じ。）

二　対象鉄道建設等事業が実施されるべき区域（以下「対象鉄道建設等事業実施区域」という。）の位置

三　対象鉄道建設等事業の規模（対象鉄道建設等事業に係る線路の延長をいう。以下同じ。）

四　対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

五　対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度

六　前各号に掲げるもののほか、対象鉄道建設等事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載す

るに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第二十条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

3　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に第一項第二号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

4　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

5　事業者は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象鉄道建設等事業に係る方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第十八条　対象鉄道建設等事業に係る法第六条第一項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象鉄道建設等事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（環境影響評価の項目等の選定に関する指針）

第十九条　対象鉄道建設等事業に係る法第十一条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

第二十条　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象鉄道建設等事業の内容（以下この条、次条第二項及び第三項、同条第五項において読み替えて準用する第五条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において「事業特性」という。）並びに対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条及び第三十二条において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一　事業特性に関する情報

イ　対象鉄道建設等事業の種類

ロ　対象鉄道建設等事業実施区域の位置

ハ　対象鉄道建設等事業の規模

ニ　対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

ホ　対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

ヘ　その他の対象鉄道建設等事業に関する事項

二　地域特性に関する情報

イ　自然的状況

(1)　大気環境の状況

(2)　水環境の状況

(3)　土壌及び地盤の状況

(4)　地形及び地質の状況

(5)　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6)　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

ロ　社会的状況

(1)　人口及び産業の状況

(2)　土地利用の状況

(3)　地下水の利用の状況

(4)　交通の状況

(5)　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6)　環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(7)　その他の事項

2　事業者は、前項第一号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象鉄道建設等事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。

3　事業者は、第一項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。

二　必要に応じ、対象鉄道建設等事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下「関係する地方公共団体」という。）又は専門家等からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。

三　当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

（環境影響評価の項目の選定）

第二十一条　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第一に掲げる一般的な事業の内容（同表備考第二号イからホまでに掲げる特性を有する鉄道建設等事業の当該特性をいう。以下同じ。）によって行われる対象鉄道建設等事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

一　参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

二　対象鉄道建設等事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

2　事業者は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3　事業者は、第一項本文の規定による選定に当たっては、対象鉄道建設等事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一　対象鉄道建設等事業に係る工事の実施（対象鉄道建設等事業の一部として行う対象鉄道建設等事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。）

二　対象鉄道建設等事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象鉄道建設等事業の目的に含まれるもの（別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

三　対象鉄道建設等事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合にあっては、当該撤去又は廃棄

4　前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　大気環境

(1)　大気質

(2)　騒音及び超低周波音

(3)　振動

(4)　悪臭

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ　水環境

(1)　水質

(2)　水底の底質

(3)　地下水の水質及び水位

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壌に係る環境その他の環境

(1) 地形及び地質

(2) 地盤

(3) 土壌

(4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一において同じ。）

ロ 温室効果ガス等

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 放射線の量

5 第五条第四項から第六項までの規定は、第一項本文の規定による選定について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第四項及び第六項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項本文」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十条」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第二十一条第五項において読み替えて準用する前項」と、同条第六項中「同項」とあるのは「同項本文」と、「事項（以下「選定事項」という。）について」とあるのは「項目（以下この条、次条、第二十四条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第七条第二項、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十六条、第二十九条及び第三十二条において「選定項目」という。）として」と読み替えるものとする。

6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第一項本文の規定により選定項目の見直しを行わなければならない。

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第二十二条 対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第四項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三 前条第四項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

四 前条第四項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第四項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第四項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはその発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはその発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

七 前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

（参考手法）

第二十三条 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第二において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適な手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。

一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

二 対象鉄道建設等事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

4 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

二 対象鉄道建設等事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

（環境影響評価の項目に係る調査の手法）

第二十四条 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、土壌その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域（次項において読み替えて準用する第七条第四項、次条及び別表

第二において「調査地域」という。）対象鉄道建設等事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四　調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第二において「調査地点」という。）調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五　調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第二において「調査期間等」という。）調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2　第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

3　第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

4　事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

（環境影響評価の項目に係る予測の手法）

第二十五条　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一　予測の基本的な手法　環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

二　予測の対象とする地域（次項において読み替えて準用する第八条第三項及び別表第二において「予測地域」という。）調査地域のうちから適切に選定された地域

三　予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第二において「予測地点」という。）選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四　予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

2　第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、同条第三項及び第四項中「第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種鉄道建設等事業に」とあるのは「対象鉄道建設等事業に」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする」と読み替えるものとする。

3　第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象鉄道建設等事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

4　事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象鉄道建設等事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目に係る評価の手法）

第二十六条　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象鉄道建設等事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

二　前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること。

三　国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

四　前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

イ　当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの。

ロ　工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。

五　事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）

第二十七条　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第二十条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2　事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

3　事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

4　事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（環境保全措置に関する指針）

第二十八条　対象鉄道建設等事業に係る法第十二条第二項に規定する環境の保全のための措置に

関する指針については、次条から第三十二条までに定めるところによる。

（環境保全措置の検討）

第二十九条　事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。

2　事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない。

（検討結果の検証）

第三十条　事業者は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象鉄道建設等事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

（検討結果の整理）

第三十一条　事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一　環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

二　環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

三　環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

四　代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

五　代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

六　代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠

2　事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

3　事業者は、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から第一種鉄道建設等事業に係る位置等を決定する過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

（事後調査）

第三十二条　事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象鉄道建設等事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならない。

一　予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二　効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三　工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合

四　代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

2　事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

二　事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三　事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

四　必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

3　事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

一　事後調査を行うこととした理由

二　事後調査の項目及び手法

三　事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

四　事後調査の結果の公表の方法

五　関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

六　事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七　前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

4　事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

（準備書の作成）

第三十三条　事業者は、法第十四条第一項の規定により対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二　対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

三　対象鉄道建設等事業に係る鉄道において運行される列車の本数

四　対象鉄道建設等事業に係る盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別

五　対象鉄道建設等事業に係る車庫及び車両検査修繕施設の区域の面積

六　前各号に掲げるもののほか、対象鉄道建設等事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2　第十七条第二項から第五項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象鉄道建設等事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第十七条第二項中「その他の資料」とあるのは「その他の資料及び第二十条第三項第二号の規定による聴取又は確認」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十三条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第五条第一項第七号」とあるのは「第十四条第一項第五号」と、同条第五項中「第五条第二項」とあるのは「第十四条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

3　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第二十四条第四項において比較できるようにしなければならないとされた事項、第二十五条第四項において明らかにできるよう整理するものとされた事項並びに第二十六条第二号、第四号イ及び第五号において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。

4　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十九条の規定による検討の状況、第三十条の規定による検証の結果及び第三十一条において明らかにできるよう整理しなければならないとされた事項を記載しなければならない。

5　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第三十二条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。

6　事業者は、対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

（評価書の作成）

第三十四条　前条の規定は、法第二十一条第二項の規定により事業者が対象鉄道建設等事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

２　事業者は、法第二十一条第二項の規定により対象鉄道建設等事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象鉄道建設等事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

（評価書の補正）

第三十五条　事業者は、法第二十五条第二項の規定により対象鉄道建設等事業に係る評価書の補正をするに当たっては、補正前の対象鉄道建設等事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

（報告書作成に関する指針）

第三十六条　対象鉄道建設等事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十八条に定めるところによる。

（報告書の作成時期等）

第三十七条　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象鉄道建設等事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

２　法第二十七条の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象鉄道建設等事業に係る工事の実施中又は土地若しくは工作物の供用開始後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

（報告書の記載事項）

第三十八条　法第二十七条の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象鉄道建設等事業の名称、種類及び規模、対象鉄道建設等事業が実施された区域の位置その他の対象鉄道建設等事業に関する基礎的な情報

二　環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

三　事後調査の項目、手法及び結果

四　前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

五　専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別

六　報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

２　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象鉄道建設等事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用開始後の運営管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年六月一一日運輸省令第二六号）

この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附　則（平成一五年三月二八日国土交通省令第三九号）　抄

この省令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行日（平成十五年四月十六日）から施行する。

一　略

四　第四条中鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第一条の二第一項第三号リの改正規定

附　則（平成一六年一二月一五日国土交通省令第九九号）　抄

（施行期日）

１　この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百九号）の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附　則（平成一七年三月二九日国土交通省令第二三号）

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附　則（平成一八年三月三〇日国土交通省令第二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、附則第二条第三項、第三条第三項、第四条第二項、第五条第三項、第六条第三項、第七条第三項、第八条第三項、第九条第三項、第十条第三項、第十一条第三項、第十二条第三項、第十三条第三項及び第十四条第三項の規定は、公布の日から施行する。

（対象鉄道建設等事業に関する経過措置）

第二条　事業者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に環境影響評価法第七条の規定に基づく方法書の公告（以下「方法書公告」という。）を行っている対象鉄道建設等事業（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第二条第一項に規定する対象鉄道建設等事業をいう。次項において同じ。）については、この省令による改正後の鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「新鉄道建設等事業選定指針等省令」という。）第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２　事業者が施行日前に環境影響評価法第十六条の規定に基づく準備書の公告（以下「準備書公告」という。）を行っている対象鉄道建設等事業については、新鉄道建設等事業選定指針等省令第二条から第十九条第一項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　事業者は、施行日前においても、新鉄道建設等事業選定指針等省令第二条から第十八条までの規定の例による方法書の作成等を行うことができる。この場合において、当該方法書の作成等は、新鉄道建設等事業選定指針等省令の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

附　則（平成二二年四月一日国土交通省令第一五号）

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附　則（平成二五年四月一日国土交通省令第二八号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成二七年五月二九日国土交通省令第四二号）

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附　則（平成二七年六月一日国土交通省令第四三号）

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附　則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表第一　参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等の処理に伴う環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中に放射される放射性物質に係る環境要素

施工の実績		区分の要因			
建設機械の稼働	資材及び機械				
○	○	粉じん等	大気汚染物質	大気環境	
○	○	騒音	騒音		
○	○	振動	振動		
		地形及び地質の重要な要素	地形及び地質	土壌に係る環境その他の環境	
		日照阻害	環境その他の要素		
		生物及び生態系の重要な要素	動物		
		植物及び生態系の重要な要素	植物		
		生態系の重要な地域	生態系		
		主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観の重要な要素	景観		
		人と自然との触れ合いの活動の場の重要な要素	人と自然との触れ合いの活動の場		
		事業に伴う副産物の発生	廃棄物等		
○※	○※	放射線の量	放射線の量		要素

工事又は土地の用途							
土地の造成又は切土	既存の工作物の除去	鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在	鉄道施設（高架式）の存在	鉄道の走行の用に供する車両の運搬	鉄道の走行を行う場合（地下を走行する場合を除く。）	鉄道の走行を行う場合に	備考
							限る。）
					○		
					○		
			○				
		○					
		○					
		○					
		○					
		○					
		○					
	○						
	○※						

備考

一　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

二　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する鉄道建設等事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ　鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。

ロ　鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。

ハ　車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

ニ　必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

ホ　工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

三　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

五　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

九　この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

十　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第二　参考手法（第二十三条関係）

環境影響要素の区分	参考項目	参考手法
粉じん等	建設機械の稼働	一　調査すべき情報 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料調査及び現地調査により粉じん等の拡散する情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 粉じん等の拡散のると認められる特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
	予測の手法	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散する環境影響を受けるおそれがある地域 三　予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 四　予測対象時期 粉じん等の拡散が最大となる時期

騒音	資材及び機械気象の状況の運搬に用いる車両の運行	一　調査すべき情報 二　調査の基本的な手法 三　調査地域 四　調査地点 五　調査期間等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域
建設機械の稼働	一　調査すべき情報 イ　騒音の状況 ロ　地表面の状況 二　調査の基本的な手法	一　調査すべき情報 イ　騒音の状況 ロ　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況	一　予測の基本的な手法 二　予測地域

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一　調査すべき情報 二　調査の基本的な手法 三　調査地域 四　調査地点 五　調査期間等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測地点 四　予測対象時期等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域
建設機械の稼働	一　調査すべき情報 イ　騒音の状況 ロ　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況	一　予測の基本的な手法 二　予測地域	一　予測の基本的な手法 二　予測地域

列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	一　調査すべき情報 二　調査の基本的な手法 三　調査地域 四　調査地点 五　調査期間等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測地点 四　予測対象時期等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域
建設機械の稼働	一　調査すべき情報 イ　騒音の状況 ロ　地表面の状況 二　調査の基本的な手法	一　調査すべき情報 イ　騒音の状況 ロ　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況	一　予測の基本的な手法 二　予測地域

振動	建設機械の稼働	一　調査すべき情報 二　調査の基本的な手法	一　予測の基本的な手法 二　予測地域

る情報の収集並び に当該情報の整理 及び解析 三　調査地域 振動の伝搬の特性 を踏まえて振動に 係る環境影響を受 けるおそれがある と認められる地域 四　調査地点 振動の伝搬の特性 を踏まえて調査地 域における振動に 係る環境影響を予 測し、及び評価す るために必要な情 報を適切かつ効果 的に把握できる期 間及び時期 五　調査期間等 振動の伝搬の特性 を踏まえて調査地 域における振動に 係る環境影響を予 測し、及び評価す るために必要な情 報を適切かつ効果 的に把握できる地 点	性を踏まえて振 動に係る環境影 響を受けるおそ れがあると認め られる地域 三　予測地点 振動の伝搬の特 性を踏まえて予 測地域における 振動に係る環境 影響を的確に把 握できる地点 四　予測対象時 期等 振動レベルの八 十パーセントレ ンジの上端値が 最大となる時期
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 一　調査すべき情報 イ　振動の状況 ロ　地盤の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二備考4及び7に規定される地域における振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並び	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 予測するための式を用いた計算 三　予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予

列車の走行 一　調査すべき情報 イ　振動の状況 ロ　地盤の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（建設の事業にあつては、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認める地域を除く。）及び列車の走行に係る振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 五　調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	測地域における 振動に係る環境 影響を的確に把 握できる地点 四　予測対象時 期等 両の運行による 運搬に用いる車 両の運行による 振動に係る環境 影響が最大とな る時期
行う場合には、 一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 三　予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 四　調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 五　調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	帯 帯

重要な地形及び地質 鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在 一　調査すべき情報 イ　地形及び地質の概況 ロ　重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理 三　調査地域 対象鉄道建設事業実施区域及びその周辺の区域 四　調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期 五　調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 六　調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 七　予測地点 土地利用及び地形の状況を適切に把握することができる地点 八　予測対象時期等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	限る。） 収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域できる時期 四　調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期 六　予測地点 鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在 七　予測対象時期等 鉄道施設の存在
日照阻害 鉄道施設（高架式）の存在 一　調査すべき情報 イ　土地利用の状況 ロ　地形の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び当該情報の整理 三　調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期 五　調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	四　調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期 六　予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 七　予測地点 土地利用及び地形の状況を適切に把握することができる地点 八　予測対象時期等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期
一　予測の基本的な手法 日照時間の日影線を描いた日影図の作成 二　予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点 三　予測地点 調査地点 四　予測対象時期等	三　予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期

重要な種及び注目すべき生息地	鉄道施設（高架式又は掘割式）の存在及び鉄道施設（高架式）の存在	一　調査すべき情報 イ　脊椎動物、昆虫類その他主な動物相の状況 ロ　動物の重要な種及び注目すべき種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ハ　注目すべき生息地の分布並びに動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理 三　予測対象時期等 動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 四　調査地域 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五　調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期
鉄道施設（高架式）の設置が完了する時期	一　予測の基本的な手法 分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期

重要な種及び注目すべき生息地	鉄道施設（高架式又は掘割式）の存在及び鉄道施設（高架式）の存在	一　調査すべき情報 イ　種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 ロ　植物の重要な種及び群落の分布事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期 四　調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五　調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

地域を特徴づける生態系	鉄道施設（高架式又は掘割式）の存在及び鉄道施設（高架式）の存在	一　調査すべき情報 イ　動植物その他の自然環境に係る概況 ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又はこれらの引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期 三　予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 四　調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	鉄道施設（高架式）の存在	一　調査すべき情報 イ　主要な眺望点及び景観資源の状況 ロ　景観資源の状況 ハ　主要な眺望景観の存在及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理 二　調査地域 調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測対象時期等 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切かつ効果的に把握できる時期 四　調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	鉄道施設（高架式又は掘割式）の存在	一　予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 二　予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期

	主要な人施設と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設（地表式又は掘割式）及び鉄道施設の場	一　調査すべき情報 イ　人と自然との主要な人と自然との触れ合いの活動の場についての概況 ロ　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用環境の改変の程度を踏まえた利用環境の状況及び利用の状況及び利用事例の引用又は解析 二　調査の基本的な手法 （富士文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 対象鉄道建設等事業実施区域及びその周辺の区域 四　調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	一　予測の基本的な手法 人と自然との主要な人と自然との触れ合いの活動の場についての概況、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた利用の状況及び利用事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期
	果的に把握できる期間、時期及び時間帯		

	建設工事等に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	放射線の量の機械の稼働（粉じん等の発生に伴うもの）
	な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯		一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　気象の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調
	一　予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二　予測地域 対象鉄道建設等事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間		一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 四　予測対象時期等 建設機械の稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期

	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　気象の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 四　予測対象時期等 建設機械の稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期
	査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯		

	放射線の量の工等又は既存の工作物の除去（建設工事に伴う副産物に係るもの）	切土工等	
きる期間、時期及び時間帯			
	一　予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二　予測地域 対象鉄道建設等事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間		

備考

一　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

二　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

三　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

四　この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

五　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

六　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

七　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

八　この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

九　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別記様式（第十五条関係）

第二種事業概要等届出書

年　月　日

殿

届出者　住　所
氏　名

鉄道の建設及び改良の事業に係る第二種事業について、環境影響評価法第４条第１項の規定により次のとおり届け出ます。

第二種事業の名称	
第二種事業の目的	
第二種事業の種類	
第二種事業の規模	
第二種事業が実施されるべき区域	
第二種事業に係る技術、工法その他の事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項	

記載要領

１　第二種事業の種類の欄は、普通鉄道の建設の事業又は普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業の別を記載すること。

２　第二種事業の規模の欄は、鉄道の長さについてキロメートルを単位とし、小数点以下第２位を切り捨てて記載すること。

３　第二種事業が実施されるべき区域の欄は、当該第二種事業が実施されるべき区域が含まれる都道府県及び市町村（特別区を含む。）の名称を記載するものとし、当該区域及び周囲の概況を明らかにした適切な縮尺の平面図を添付すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。